

関市議会 総務厚生委員会 行政視察報告書

- 1 視察日程 令和6年10月9日(水)～10月10日(木) (2日間)
- 2 視察事項 福岡県田川市 ○子どもの権利条例について
福岡県福岡市 ○防災アプリ「ツナガル+ (プラス)」について
- 3 参加者 委員長 長尾 一郎
副委員長 武藤 記子
委員 村井 芙美加
委員 岩出 和也
委員 土屋 雅義
委員 幅 永典
委員 渡辺 英人
委員 小森 敬直
随 行 長尾 鮎子 (議会事務局)

視察No.1 子どもの権利条例について

訪問日時 令和6年10月9日(水) 13時00分～14時30分

訪問先 所在地 田川市中央町1-1
名称 田川市役所
担当者 福祉部子育て支援課

説明内容(概要)

田川市は、福岡県の北東部に位置し、田川盆地の中心都市であり、また、筑豊地域の中核都市である。炭坑節発祥の地としても知られ、筑豊最大の炭都であった歴史を活かしたまちづくりが行われている。人口約4万5千人、面積約811km²の都市である。

田川市では平成30年に市内で子どもの虐待死亡事例があったことをきっかけに、子どもを権利の主体と考え、守り育てていくことが重要であり、その理念を共有する必要があったため、「田川市子どもの権利条例」を令和4年4月に制定した。

田川市における「子どもの権利条例」概要は、以下のとおりである。

●条例の検討主体

令和3年度中に「子ども・子育て会議」にて条例の素案に対する意見を聴取した。「子ども・子育て会議」は、大学教授、子ども会、PTA、子育てサークル、民生委員、保育協会、幼稚園園長など、子どもの保護者や関係団体に属する者で構成している。

●内容

子どもの最善の権利を保障するために、子どもを支え、助ける施策の基本となることを定めている。保護者、市民等、子どもに関係する施設、市の役割や責務を明らかにするもの。田川市独自の条文として、不登校児やLGBTQ(性的少数者)の子どもを尊重する規定も盛り込まれ、色々な事情、環境にある全ての子どもに配慮された条文になっている。また各条文がやさしく親しみやすい文章で書かれており、子どもが読んでも理解しやすいものになっている。

●パブリックコメント

27件の意見が寄せられた。これら27件は子ども・子育て会議において検討され、19件もの案が採用された。このことから、この条例は当事者の声をしっかり反映しており、評価に値する。

●制定後の取組（こども家庭センター）

令和6年度から母子保健と児童福祉の部門を統合し、「こども家庭センター」を設置することで、一体的で切れ目のない支援の強化と充実を図っている。こども家庭支援員、社会福祉士、保健師、スクールソーシャルワーカー、虐待対応専門員などの専門職を置き、全て市職員として採用している。

スクールソーシャルワーカーを教育委員会ではなく福祉部門に置くことは、本市でも大変参考になる取組である。スクールソーシャルワーカーが実施する市内6校の子どもの居場所に、こども家庭支援員が「出張こども相談」として出向いており、保護者を介さずに福祉的支援に直結する窓口が学校に設置されている点が画期的である。

●制定後の取組（田川市子どもの権利救済委員会）

「救済申立書」やホームページの相談フォームなどから受け付けた相談について調査・措置を行うための独立した機関である「田川市子どもの権利救済委員会」が設置されている。委員は大学教授、弁護士、社会福祉士の3名。権利侵害に対する救済体制がフローで整理されており、迅速に対応できる体制が整っている。現時点では申立がないため、活動実績はない。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

田川市子どもの権利救済申立書

田川市子どもの権利救済委員会会長 殿

申立てをする人
(ふりがな)

氏名 _____

住所 _____

電話番号 _____

助けが必要な人との関係 _____

子どもの権利に関し、助けが必要なため、次とおり救済の申立てをします。

① 助けを必要とする子どもの氏名等	(ふりがな) 氏名 _____ (歳) 住所 _____ 保護者の氏名 _____ 保護者の電話番号 _____
② 申立ての原因となった事について	① 助けてほしいのはどのようなことですか。 ② いつ、どこで、起こったことですか。 ③ どのようなことがありましたか。
③ 他に相談している人について	(いない ・ いる → いる場合は、氏名・電話番号を記入)

【事務局処理欄】(何も書かないでください。)

申立人が記載 口頭による申立てを記載(記載者 _____)

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

田川市子どもの権利救済申立書

田川市子どもの権利救済委員会委員長 殿

① 助けを求めている人について	① あなたの名前を書いてください。 名前 _____ ② あなたの学年などを教えてください。当てはまるものに○をつけてください。 ほいくえん、ようちえん 小学生(1年 2年 3年 4年 5年 6年) 中学生(1年 2年 3年) 高校生(1年 2年 3年) その他(_____)
② 助けを求めていることについて	あなたが困っていること、助けてほしいことはなんですか。
③ 相談の方法について	① あなたと話をするときは、どんな方法がいいですか。○をつけてください。 ア 電話で話をする イ 会って話をする ② あなたに会うことができる場所や連絡ができる電話番号について教えてください。 ※例えば、「○小学校で会いたい」「携帯電話を持っていないので、○○小学校に連絡してほしい」「自分の携帯電話を持っているので□□-□□□□-□□□□へ連絡してほしい」など

【事務局処理欄】※何も書かないでください

申立人が記載 口頭による申立てを記載(記載者 _____)

田川市子どもの権利救済申立書（左：大人用 右；子ども用）

相談フォーム（田川市ホームページより）

●課題

子ども自身がどのようにメッセージを発信するかが大きな課題となっている。条例の内容や救済措置、相談窓口などの充実と周知が必要である。

●その他の取組

田川市の就学前児童の施設は、公立保育園が2園、民間保育園が18園、公立幼稚園が1園、民間幼稚園が1園となっている。民間移行を進めており、公立保育士の新規採用は控えている。

保育料の完全無償化（未満児含む）により入所率が上がり、虐待発見のハードルが下がったとのこと。保育料の無償化は家計応援や少子化対策のみに留まらず、子どもの権利を守ることにつながる可能性がある。

主な質疑応答

質問 条例制定後に教育の現場などで子どもたちに説明する機会はあったか。
 回答 周知については、まだ十分できていない。昨年度、各学校の管理職や人権指導担当職員に対し、条例の趣旨や内容についての研修を行った。11月は児童虐待防止強調月間となっているので、その際にチラシを入れたポケットティッシュを児童・生徒に配布したいと考えている。



←児童・生徒へ配布するポケットティッシュ

- 質問 子どもの権利救済申立書の書き方などは紹介されたのか。
- 回答 最初は大人用の様式しか作っていなかったが、子どもの権利救済委員会の委員から子ども用の様式を作成した方がいいという意見があった。実際は、様式にはこだわらない。各学校で実施する子どもの居場所において口頭で相談することも可能である。いろいろな方策で子どものSOSを受け止めたい。
- 質問 小さな子どもは自分で申し立てできない。代理で申し立てるのか。また、どのようなルートで事件を把握するのか。
- 回答 今後、検討が必要であると考え。子ども本人からでも、代理の大人からでも申し立ては可能となっている。電話での対応をすることも考えている。
- 質問 地域社会がこの条例についてどのように受け止めているか。大人への条例周知も必要であると考え。自治会などへ説明を行っているのか。
- 回答 中学校区ごとにある「活性化協議会」の場において条例の趣旨や内容を説明し、市民に理解してもらえよう努めたい。
- 質問 子ども家庭支援室への相談件数の実績は。また、相談のあった事件について、現在の状況を把握しているか。
- 回答 令和5年度の新規の相談件数は292件。不注意で転んでケガをした場合でも、顔から上に傷やあざなどがあった場合については、保育園等から連絡が入るようになっている。内容が終結するまで関わっている。
- 質問 パブリックコメントの件数が多いのは、今回だけか。
- 回答 通常時は意見が少ない。子どもの事なので興味を持ってもらえたためパブリックコメントが多かったのではないかと感じている。
- 質問 直面している課題は。
- 回答 子ども自身は親に虐待されていると言えない場合が多い。そのような子どもをいかにして救うか、SOSを受け取る方法を増やしていきたい。

調査結果の所感・意見

【長尾一郎】

田川市の子どもの権利条例については、子どもの虐待死亡事件をきっかけに制定された。令和4年に制定されてから2年が経つが、ようやく今年度からこども家庭センターを設置し0歳から18歳までの切れ目のない支援が始まった。またホームページに相談フォームを設けて子どもの困りごとを受け付けるようになった。

本市においてはまだ、新聞に取り上げられるような事件は起きていないが、このような条例を制定し、市民に広く知ってもらうことにより、子育てや虐待などの情報をいち早くつかむことができることはよいことである。

また、田川市では保育料の無償化を行い、虐待の件数が減っているとの興味深い発言もあった。これは担当者の主観でもあるが、一考の余地があるように思った。

【武藤記子】

子どもの権利条例は、痛ましい子どもの死亡事例をきっかけに、二度とこのような事件がおこらないことを願う思いがたくさん込められた条例であると感じた。条例制定後まだ間もないこともあり、市民に対しても、子ども達に対しても周知や啓発について行き渡っていないことが多かった。

本市では、令和6年度から一体的支援体制として「こども家庭センター」が立ち上がったが、田川市も同様に立ち上がっている。虐待を含む子どもに関する相談できる場としてこども家庭センターの役割に期待するところである。

条例の中で田川市独自の条文として、「LGBTQ」が取り上げられていて、性自認を保障すべき権利が規定されていたのは真新しい試みで関心を持った。また、条例の前文に、この地方の歴史的背景と先人から受け継がれた助け合いの精神を入れ込みながら作られていることに、地域愛を感じた。

子どもの権利条例に基づき、子どもの権利の侵害に対する救済・支援を行うため、「子どもの権利救済委員会」が設置されていて、市、学校や保育園等の子どもの利用する施設や地域の団体など、どこにも属さない第三者機関であることに関心を持った。相談したい当事者（こども）が申立書（紙）で相談することは難しいが、市のホームページ上に相談フォームが設置されていたことは有効であると感じた。

【村井英美加】

田川市の子どもの権利条例は、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの福祉を第一に考えた政策の具体化が印象的である。特に、不登校やLGBTQの子どもに対する配慮が条例に盛り込まれ、多様な背景に対応する姿勢が評価される。また、条例がやさしい言葉で書かれている点は、子ども自身が自分の権利を理解できる重要な要素であり、子どもたちの意見を反映させる工夫として、今後本市でも参考にできると感じた。さらに、田川市では「こども家庭センター」を設立し、社会福祉士やスクールソーシャルワーカーなどの専門職を積極的に採用することで、切れ目のない支援体制を強化している点が非常に意義深い。本市においても、事務職の職員だけではなく、社会福祉士や福祉経験者などの専門職を採用し、専門性を持った支援体制を充実させることが求められると感じた。これにより、地域の福祉や教育部門が連携し、子どもたちの多様なニーズに柔軟かつ包括的に対応できる仕組みを整備することが重要である。

【岩出和也】

子どもの権利条例について、きっかけは市内で子どもの死亡事例が発生したことによるが、本来の理念や目的を考えれば、「子どもの権利」を保障していくために本市でも子どもの権利条例を制定することは、今後検討すべき課題であると考えます。

過去から現在、そして未来においても、保護者だけでなく、行政、市民、地域、事業者等が連携して、子どもを権利の主体と考え、子どもを守り育てていくことは重要である。

田川市では、議会での事務報告に始まり、4回の子ども・子育て会議（大学教授、子ども会、PTA、子育てサークル、民生委員、保育協会、幼稚園園長等により構成）等を経て条例を制定していった。このように様々な立場の人たちから意見を募

ることができたことは素晴らしいと思うし、LGBTQの方々を念頭に第3条及び第4条の独自条文を制定されたことは大変参考になる。本市でも、子どもの権利条例を制定するのであれば、LGBTQの方々を念頭においた条文を考えることも必要である。

「児童の権利に関する条約」は平成元年（私が生まれた年）に国連で採択された。そして平成6年（私が小学生になるぐらいの時）に日本でも「児童の権利に関する条約」が日本で批准され、平成12年（私が小学校卒業するぐらいの時）に神奈川県川崎市が全国で初めて「子どもの権利に関する条例」を制定した。そこからもう24年が経つ。本市でもこのような権利条例を制定するのであれば、参考にできる他市の事例は多く存在している。だいぶ昔であるが自分がまだ子どもだった時を思えば、子どもの権利ということは理解できていなかったし、子ども目線で家庭での悩みを相談しにくかったように思う。制度としてはあったのかもしれないが、子どもにとってはハードルが高い面もあるのではないかと思う。

今回の田川市の事例では、質疑応答の中にあつたように、子どもへの説明やさらに相談しやすい環境を作ることは、これからの課題であると推察されるが、子どもからのSOSを察知できるようにするために、条例制定に向けた会議の構成で、当事者（子ども）、まだ卒業して間もない学生を入れる等の工夫をして、より当事者の目線を入れることも必要かもしれない。

いずれにせよ、子どもの権利条例に記載されていることは、どれも非常に重要なことであるから、仮に本市で子どもの権利条例を制定しなくても、子どもの権利を守るために、そして田川市のような悲しい事件が絶対に起こらないようにするために、具体的な取組をより加速していく必要があると考える。

【土屋雅義】

日本国民は、おぎゃーと生まれたばかりの赤ちゃんでも、一人の人間として、憲法第11条の基本的な人権と第13条による個人の尊重の権利が保障されているが、児童虐待の事件があつたとはいえ、保護者、行政、市民、地域、事業者等が連携して子どもを守り育てていくために、単独市として子どもの権利条例を制定されており、本市としても未来を担う子どもたちのために参考にすべきと考える。

また、条例制定にあつたパブリックコメントには27件もの多くの意見が寄せられ、うち19件の案を採用されたことに驚いた。

【幅 永典】

田川市は、子どもの権利条例の理念を尊重し、子どもが権利を享受できる環境の整備に取り組んでいる。

田川市における子どもの権利条例の導入は、地域の子どもたちが持つ権利を尊重し、健全な成長を促進するために非常に重要である。

条例の原則は、全ての子どもに、健康、安全、教育、参加の権利があることを強調しており、これらは全ての子どもの健全な発達のために不可欠であり、子どもたちが自らの意見を表明する権利や、安全で健康的な環境で生活する権利を保障するものであり、その実施が地域社会全体の意識を高めると考える。

田川市には特有の地域社会の背景があるため、子どもたちの権利を保障する施策は、地域のニーズを反映したものである必要があり、そのため、地域住民や教育関係者と連携し、子どもの声を積極的に取り入れるプロセスが鍵になるのではないかと。

具体的に、子どもたちが自らの意見や要望を表明できる場を設けることが重要であり、定期的なワークショップやフォーラムを開催し、子どもたちが自分の権利について話し合い、それを地域活動に反映させる仕組みを整備すべきと考えるが、そうした場に出たくない、出られない子への対応も重要である。また、教育機関、福祉施設、地域団体などが連携し、子どもたちの権利を保障するためのネットワークを構築し、地域一丸となって取り組む必要性も認識できた。

これらを参考に、少子化が進む本市においても、まずは子どもの権利に関する現状を把握し、条例制定の是非に向けて検討を重ねていってもよいのではと思う。

【渡辺英人】

平成 30 年に発生した 1 歳 4 ヶ月の男児の虐待死亡事例をきっかけに、令和 4 年に「田川市子どもの権利条例」が制定された。

条例の内容については、平成 25 年に設置された子ども・子育て会議（子どもの保護者、子どもの関係団体に属する方、保育関係者、教育関係者、学識経験者で構成）で意見を聴取して検討を重ねられたようである。

現在国においては、「こどもまんなか社会」の実現に向けてこども家庭庁が設立され、こどもの権利を明記したこども基本法が制定された。

本市においても子どもの権利条例について検討すべきだと思えるが、現在第 3 期関市子ども・子育て支援事業計画（子ども計画）策定に向け、子ども子育て会議を開催しているので、まずはその中で子どもの権利について話し合ってもらおうことが良いと思う。

【小森敬直】

子どもにも権利があります。子どもと言っても年齢が幅広く、子育てもたくさん課題が山積みです。

世界では子どもの貧困がまだ多くあり、医療や教育環境が整わない国も多くあります。先進国と援助とともに世界の助けが必要です。日本の子ども達も多くの格差のなかで差が出てきています。特に差別と暴力は大きな問題です。

今回、田川市の子どもの権利条例について視察をしました。令和 4 年 4 月 1 日から田川市子どもの権利条例を施行ということでした。令和 5 年には 292 件の虐待などの報告が子ども家庭支援室にあったとの事でした。

条例はできたが、本人や家族から相談の申請はまだ 1 件もないとのことでありました。申請を子ども自身がすることは、なかなか難しいことだと思いました。もっと工夫が必要だと思います。「子どもの権利侵害に対する救援体制」については、立派に作られていると思いました。しかし、実践に至るには難しい取組です。

この条例をつくるきっかけとなったのは、平成 30 年の子どもの虐待事件がきっかけとありましたが、この事件の教訓、反省などをどう受け止めたのか。そこが「子どもの権利条約」とのつながりが分からなかった。

調査結果のまとめ

田川市の「子ども権利条例」における視察では、子どもの権利擁護の理念の共有と、実務における具体的な取組について深い学びを得た。条例には子どもを権利の主体と捉え、健やかな心身を市民全員で守り育てていくことを条例に明記し、不登校やLGBTQなど多様な背景の子どもたちに配慮した条文も盛り込まれている。

さらに理念だけに留まらず、相談窓口の整備や手厚い専門職の配置、権利救済委員会の設置など、条例を基に具体的な取組が進められている。本市においても、本事例を参考に、子どもの権利擁護においてさらなる取組を展開していく必要がある。

子どもたち自身が救済の声を届けるプロセスや、教育、保健、福祉、地域団体など様々な機関が連携し、包括的に対応できるネットワークを構築することが重要である。



写真1：田川市職員の説明を受ける様子



写真2：田川市議場での記念撮影

視察No.2 防災アプリ「ツナガル+（プラス）」について

訪問日時 令和6年10月10日（木） 10時00分～11時30分

訪問先 所在 福岡市中央区天神1-8-1
名称 福岡市役所
担当部署 市民局 防災・危機管理部 地域防災課等

説明内容（概要）

福岡市は、福岡県西部に位置し、福岡県の県庁所在地であり、九州地方最大の人口を有する政令指定都市である。人口約164万5千人、面積約343.47km²の都市である。

防災アプリ「ツナガル+（プラス）」は、平成28年に発生した熊本地震で車中泊避難者が多かったことを受け、市民の安全を守るために開発されたツールで、災害時の緊急情報通知、地域ごとの避難所情報、地図機能を用いた安全な避難経路の表示、住民同士のコミュニケーション機能などがある。熊本地震の際に、行政の一体的な支援が難しかったことを受け、指定外避難所にも迅速な支援ができるよう、その状況を把握するために「ツナガル+（プラス）」を開発し、平成30年から運用を開始した。「ツナガル+（プラス）」の詳細については、以下のとおりである。

●アプリの主な機能

- ・アプリ内で指定外避難所の登録ができる。
- ・避難所情報の確認やルート案内。避難所ごとに電子掲示板が存在し、外出先でも避難所からの案内が見られる。
- ・エリア通知によって、市職員が指定したエリア内にいるユーザーへ通知を発信できる。（観光客等市外在住者も含む。）
- ・ハザードマップ情報の確認ができる。
- ・マイタイムライン、個別避難行動計画の作成ができる。



イラスト（福岡市ホームページより）

●特徴

- ・災害発生時に、必要な情報をリアルタイムで配信し、市民が迅速に行動できるようにサポートしている。
- ・近くの避難所や開設情報を提供し、災害時でも安心して避難できる環境を整えている。
- ・家族や友人との連絡がスムーズになるよう、GPS機能を活用した安否確認や連絡手段がある。
- ・災害時の状況を視覚的に把握できる地図機能があり、避難経路や危険場所をすばやく確認できる。
- ・災害対策や避難方法など、役立つ情報が一つのアプリにまとまっているため、初心者でも利用しやすい設計になっている。



イラスト（福岡市ホームページより）

●普及率

現在約6万ダウンロード、人口比3.61%とあまり浸透していない。
学校用タブレットには全てダウンロードされている（12万台）。

●周知

- ・防災フェアにおいて自衛隊やN T Tなどの団体と連携を強化している。
- ・地域へ出向き出前講座の開催。職員が高齢者のスマホにアプリをダウンロードし、基本的な操作について説明している。
- ・3月20日、市民防災の日に啓発。防災ハンドブックの配布などを行っている。
- ・教育の現場や協定避難所などでの周知も課題である。

●課題

- ・普段は使わないアプリなのでダウンロード数が伸びない。
- ・近年大きな災害がなく、アプリの有用性が実証できない。
- ・平時からの利用でアプリに親しんでもらうことが課題。市内大学生にワークショップ等で活用について検討してもらっている。
- ・災害時にダウンロード数が急激に伸びた場合、システムダウンしないようにサーバーの負荷を監視する必要がある。
- ・福岡市7区に機能を分散させたり、各避難所ごとにアプリの運営を管理してもらうなど、より効率的な取扱いを模索している。

●その他の取組

- ・避難行動要支援者名簿のDX化を進めており、住民基本台帳や福祉情報との紐付けや個別避難計画の作成も一体的に行う。
- ・罹災証明書を発行するシステムもあり、データを管理できる。
- ・福岡市内の体育館には空調設備はない。非常時には協定企業からスポットクーラーを提供してもらう計画になっている。

主な質疑応答

質問 このアプリは全国でどのくらい普及しているのか。ランニングコストが意外にかからないため、もっと広がってもいいと思う。

回答 現時点では、福岡市のみである。指定外避難所を把握する機能は全国の自治体に必要であると考え、全国に普及してほしいと感じている。

質問 指定外避難所が把握できた際に、支援物資はどのように届けるのか。

回答 基本的には、近くの避難所へ取りに行ってもらっている。指定外避難所は、避難所のサテライトと考えている。

質問 市民からの情報は市役所へ送信されるのか。情報を何人で処理しているのか。また、区役所へ情報を伝達する仕組みができているのか。

回答 災害の規模が小さい場合は3人程度。大規模災害の時には他課からの応援もあるため、5人程度で対応する予定である。現時点では、市役所のみが管理している状況であるが、今後は、区役所や各避難所の職員も管理できるようにすることが課題である。

質問 市内の児童・生徒のタブレットにアプリをダウンロードされているが、授業などでアプリを周知しているか。

回答 現時点での実績はないが、出前講座を活用していただくよう、教育委員会へ周知をしている状況である。今後は教職員に対し、積極的にアプローチしていく予定である。

調査結果の所感・意見

【長尾一郎】

災害時に、双方向の連絡が取れるアプリとして福岡市が導入したもので、熊本地震をきっかけに車中泊をしている人や、指定外避難所に避難した市民などが、情報を共有することにより、安心して避難できると思った。本市ではHPやLINEなどで、情報をもらうことはできるが、避難状況を市の方に送ることはできない。災害の状況をいち早く知ることが出来ることは対策を立てる上でも重要だと思った。ただ、市民への周知が進んでいないことや、高齢者のスマホ利用者がアプリを活用できるか、携帯の電源確保の問題等課題があると思った。

【武藤記子】

災害時に他の利用者や市との双方向での情報が発信できることや、通常の指定避難所だけでなく、指定外避難所を把握できることも大きな魅力である。学校の児童生徒が持つタブレットにアプリを入れるということも戦略の一つだと思った。

実際に情報を受ける職員は、災害時に来る市民からの多種多様な情報をさばきながら災害本部を動かさないといけないので、なかなか大変なのではないかと感じた。アプリのシステム管理機能を編集できる人を本部だけでなく「区役所職員」「避難所運営者」にも出来るようになると一括管理よりも手間が省けて、より詳しい情報が収集出来て発信受信できるのではないかと思った。

福岡市はインバウンド需要が多いため、いつ来るかわからない災害の前にこのアプリを入れることを、観光客に周知することは喫緊の課題であると感じた。また、能登地震や豪雨災害などの前例から、若い人から高齢者の全ての人に対して有効なアプリだと感じた。

【村井英美加】

福岡市の防災アプリ「ツナガル+（プラス）」は、災害時の迅速な情報共有と避難所運営に大いに貢献する先進的なツールである。特に、指定外避難所の情報をリアルタイムで共有できる機能や、観光客を含む市外の人々にもエリア通知が可能な点は、災害時の支援を迅速かつ効率的に行うための重要な要素である。しかしながら、普及率の低さや平時の利用促進という課題がある一方、本市においては、平常時には利用しないシステムを保守管理するコストを確保することが難しいと感じた。福岡市は人口規模が大きく、災害時の対応に対する投資が可能な都市である一方、本市のような規模の自治体では、システム運用や維持にかかるコスト負担が課題となる可能性がある。そのため、デジタルツールの導入を検討する際には、コスト面での持続可能性も慎重に考慮する必要があると感じた。

こうした先進的な取組から、災害時における情報伝達や避難体制の強化は重要な課題であり、特に市民への周知や平時からの備えが求められる。本市でも、普及に向けた工夫や地域住民への積極的な周知活動を平時から行うことが、災害への備えとして参考にするべき点である。

【岩出和也】

熊本地震で、車中泊等の指定外避難所の把握が難しかったという経験から、アプリの開発がされたということである。

私の地域では地域委員会が市の危機管理課の協力を得て、避難所開設訓練をしているが、実際にペットをどうするか、乳幼児は避難所のどこに行けばいいのか、そういったことを考えていくと車中泊が一番いい(かもしれない)。近年はハウスメーカー各社も性能が高く耐震性の優れた住宅を提供しており、太陽光発電やEV車の普及も考えれば、むしろ避難所より安全な場合もあるかもしれない。時代とともに指定外避難所へ人が所在する可能性が高くなるとすれば、本市においても指定外避難所の把握に取り組むことは必要である。安否確認の連絡も必要ではあるが、必要な人に必要な物資等の支援が届くように福岡市のように指定外避難所の把握に努めることは本市でも必要である。

福岡市によるとアプリの対象は、市内の人であるとのことだが、通勤通学等もあるので、福岡市近郊の方へも推奨しているとのことだった。本市においても関係する多くの人がいる中で、仮に福岡市のようにアプリを開発するならば、本市のみで行うべきではなく、近隣市町ひいては岐阜県において行っていくべきだろうと考えられなくもない。県や国において指定外避難所把握の方法を開発してもらうよう、積極的に要望していくことも必要かもしれない。

また、福岡市では過去の災害を風化させないように勉強会をしているとのことだったが、本市においても例えば平成30年の津保川氾濫による災害、こういった経験も風化させてはいけない。内閣府の平成30年7月豪雨災害検証報告書でも課題と対策のページで市民の防災意識の向上等、様々なことが記載されているが、現状どうか。福岡市が開発したアプリや啓発の取組も参考にしながら、本市にも取り入れることができることについては取り入れていきたい。

【土屋雅義】

大規模災害時に備え、指定避難所以外の避難所の把握が主目的に導入されたようだが、アプリをダウンロードすれば避難所の表示から各避難所の設備の表示、避難所へのルート案内、ハザードマップの表示も行うことができる。

また、災害時にはID登録をすれば、避難所の電子掲示板として情報共有もでき、市からの支援情報も入手できる上に、指定外の避難所から市への情報発信(公園や駐車場などに避難した場合でも、アプリ内で指定外避難所を作成し、市に避難場所や被災状況が発信できる。)が双方向でできる機能があり、何より驚いたのが、匿名でも、そして福岡市民以外でも災害時にはアプリを利用でき、福岡市内にいる全ての人に対して支援することを考えて導入されていた。

【幅 永典】

防災アプリ「ツナガル+ (プラス)」は、福岡市民にとって非常に有用なアプリであり、災害に対する備えがより身近に感じられるようになっている。特にリアルタイムでの情報提供は、緊急時における行動の決定を助けるため非常に重要である。

また、避難所や安全情報が整理されていることで、災害に対しての不安感を軽減できる効果もあると思う。しかし、アプリを効果的に活用するためには、市民全体

が普段から使用し、使い方に慣れておくことも大切である。そのため、定期的な研修や広報活動を通じて、使用促進を図ることが望ましいと感じる。

今後も利用者の声を基に、さらなる機能向上や使いやすさの改善が期待される。結局のところ、防災アプリ「ツナガル+（プラス）」は、単なるアプリではなく地域全体の防災意識を高めるための重要なツールといえる。自治体DXを推進する関市においても、導入に向けた早目の検討が必要ではないかと思う。

【渡辺英人】

このアプリは、市外、県外に関わらず誰でもダウンロードすれば活用できるため、災害時に仕事や観光で福岡市に滞在している場合でも、避難所までのルート案内や物資の支援情報を得ることができることや、やむを得ない理由で指定避難所に入らず、公園や駐車場などに避難した場合には、アプリ内で指定外避難所を作成し、福岡市に避難場所や被災状況を発信できること等、市からの一方的な情報発信のみではなく、被災者からもリアルタイムで情報発信が可能で、大規模災害時には有用で素晴らしい取組である。一方で、まだまだ市民のダウンロード数の割合が少なく、防災教育や防災フェアなどのイベントの際に市民へPRしているが、特に若い年齢層に周知されていない事が課題である。

本市においては、災害が発生した場合のアプリの必要性や、開発費及びランニングコストも考えた上で検討する必要があるのではないかと。また、現在運用しているあんしんメールは、情報の送受信が双方向で行うことができないため、災害時に避難者からも情報発信ができると便利であると感じたが、その際には行政側が対応できる体制を整えられるのかも含めて検討する必要があると思う。

【小森敬直】

防災アプリ「ツナガル+（プラス）」は、スマホのアプリを使って災害時の避難行動や避難所生活を支援することを目的にしています。近くの避難所の位置や設備を一覧で、地図上で表示され、避難所のルートを確認できます。また、災害時には他の利用者や市との情報共有が可能との事です。

きっかけは、平成28年の熊本地震で、車中泊など指定避難所以外への避難状況の把握が難しいという状況が生まれたことだそうです。このアプリが活用されれば、避難した被災者がアプリを通して行政に対して避難場所や被災状況及び支援要望を発信でき、行政は、必要な物資の配送など、迅速かつ的確な支援を行うことが可能とのことです。

今年は能登半島地震がおき今回の震災状況にも活用は可能と思いました。南海トラフ地震も心配される中、このシステムは期待されると思えます。導入の経費や通常経費については、大災害に備える事を考えれば効果的かどうかは判断が難しいと思われる。そこは自治体の判断となるでしょう。現在の利用は、166万人中6万人ダウンロードしているとの事です。(3.61%)少し低いのではと考えます。防災の啓発がもっと必要と思われれます。スマホの活用も大切ですが、震災への心得ももっと啓発が求められると思いました。

調査結果のまとめ

福岡市の防災アプリ「ツナガル+（プラス）」における視察では、大規模災害時に市民が避難場所や被災情報を確認できるほか、車中泊を含む指定外避難所の登録、行政との双方向のやり取りが可能で、避難所内の電子掲示板としても機能する先進的なツールである。

近年、大規模災害時において、様々な事情で指定避難所に避難できず、自宅避難や車中泊避難を選択する方が増えており、行政が避難者の情報を管理統制することが困難であるため、効率的かつ迅速な支援を行うために非常に有用なアプリである。

しかし、平常時には普及しづらく、いざという時に活用されにくいのではという懸念や、アプリの維持管理のためのランニングコストなどの課題も多い。

本市においても、コストバランスなどを考慮しながら、アプリの導入も含めた指定外避難所への支援策の検討が必要である。



写真1：福岡市職員の説明を受ける様子



写真2：福岡市職員との記念撮影